

## 生鮮食料品に係る消費税の税率引き上げの据え置きを求める意見書

日本は、20年以上の長きにわたる不況のトンネルの中にあり、その間、経済社会に深刻な影響をもたらした。アベノミクスによる経済政策は、県内産業の振興や雇用に一定の効果をもたらしているものの、その効果は、個人消費にまでは及んでおらず、未だ、景気の回復感を個人レベルで実感できるまでには至っていない。

さらに、TPP（環太平洋パートナーシップ）協定締結に向けて日本を含む12カ国による交渉が進行中の現在、第一次産業従事者を中心に、将来への不安感や現況への閉塞感が蔓延している。このことは、第一次産業にとどまらず、農林水産業が主力産業である本県では、地域経済への深刻な影響も懸念される。

このような状況の中で、平成26年4月及び平成27年10月に予定されている消費税の引き上げが実施されると、精肉、牛乳、青果、鮮魚等の生鮮食料品の消費意欲はいっそう冷え込み、生産や流通に携わる関係者への打撃は計り知れないものがある。

特に、増税分を価格に転嫁することが困難な状況にある第一次産業従事者にとっては、増税がすなわち所得の減少にもつながりかねず、生産意欲の減退により、国民生活に不可欠な生鮮食料品の安定供給へ重大なダメージを与えることは必至である。

一方、諸外国に目を転じれば、消費税など付加価値税を導入する際、農業への配慮と消費者負担の軽減のため、軽減税率が採用されている国が多く存在するのは周知の事実である。

よって、国におかれては、生鮮食料品の安定供給とその生産・流通関係者の経営の安定を図るため、また、消費税が有する逆進性を緩和する意味からも、生鮮食料品（精肉、牛乳、青果、鮮魚等）に係る消費税の税率を据え置かれるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月25日

熊本県議会 議長 藤川 隆夫

衆議院議長	伊吹文明様
参議院議長	山崎正昭様
内閣総理大臣	安倍晋三様
総務大臣	新藤義孝様
財務大臣	麻生太郎様
農林水産大臣	林芳正様